

中企第1517号
令和6年(2024年)9月2日

一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭
北海道商工会連合会会長
北海道中小企業団体中央会会長
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター理事長
一般社団法人北海道信用金庫協会会長
一般社団法人北海道信用組合協会会長

様

北海道経済部長

ALPS処理水の海洋放出に係る中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付」

【認定企業】の融資取扱期間延長について（通知）

道の中小企業金融施策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等に対する資金繰りを支援するため、令和5年(2023年)9月25日より道内全市町村を対象に標記貸付を適用しており、その融資取扱期間は本年9月30日までとしているところです。

現在においても、中国による日本産水産物の輸入停止措置が解除されていないこと等を勘案し、融資取扱期間を次のとおり延長することとしましたので、お知らせします。

なお、各商工会議所・商工会・信用金庫・信用組合へは、当方より直接通知しておりますので、申し添えます。

記

1 融資取扱期間の延長

<現取扱期間> 令和5年(2023年)9月25日～令和6年(2024年)9月30日
<延長後取扱期間> 令和5年(2023年)9月25日～**令和7年(2025年)3月31日**

2 融資対象等

現在適用している内容に変更はありません。
(詳細は別添要領のとおり)

地域経済局中小企業課金融係
Tel:011-204-5346(係直通)
Fax:011-232-8127(課直通)